

中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までに係る
事業資金等の信用保証料に対する豊中市助成制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項第1号から第6号までに規定する特定中小企業者及び同法第2条第6項に規定する特例中小企業者に係る事業資金、伴走支援型特別保証制度及び新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金並びに新型コロナウイルス感染症対応緊急資金並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第12条第1項に規定する災害関係保証に係る事業資金(以下これらの事業資金を「当資金」という。)を借入れる際に信用保証協会へ支払った信用保証料の一部を、予算の範囲内で市が助成することにより、中小企業者の負担を軽減することを目的とし、その交付については、豊中市補助金等交付規則(昭和57年豊中市規則第15号。以下「規則」という)及びこの要綱の定めによるところによる。

(対象者)

第2条 この要綱の対象者は、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に規定され、かつ次の各号の全てに該当する中小企業者とする。

- (1) 当資金を借り受けた中小企業者であること。
- (2) 当資金の融資申込時に、市内に事業所を有する法人または個人事業者であること。
- (3) 豊中市税を完納していること。ただし、非課税または免除の場合は納付しているとみなす。
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団密接関係者(豊中市暴力団排除条例(平成25年豊中市条例第25号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。)でないこと。

(信用保証料助成金の算出方法)

第3条 市長は、対象者が当資金融資実行時に支払った信用保証料のうち、当該信用保証料の1年相当分の額又は25,000円のいずれか低い額を限度として助成する。

ただし、資金使途が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使途への資金にかかる信用保証料相当分は控除して本項前段の規定を適用するものとする。

(1) 市外の事業所の運転資金及び設備資金

(2) 市外の物件・事業所への移転資金及び設備資金

2 前項の信用保証料の1年相当分の額は、前項の信用保証料を保証期間(年数)で除した額(1円未満の端数が出た時は切り捨てるものとする)とする。ただし、保証期間が1年に満たない場合、その信用保証料の額とする。

3 1会計年度内において、重複して当資金が貸付実行されたとき、前2項の規定にかかわらず、当該資金にかかる当助成金の合計金額は、貸付実行された年度につき25,000円を上限とする。

(助成金の交付の申込み)

第4条 この要綱により、信用保証料助成を受けようとする対象者は、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までに係る事業資金等の信用保証料に対する豊中市助成金交付申込書兼請求書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、市において第2条第3号の要件について確認することができる場合は同号の書類の提出を省略することができる。

(1) 当資金の借入実行が確認できる書類

(2) 信用保証料を支払ったことが確認できる書類

(3) 豊中市税の完納を証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(申込期間)

第5条 対象者が信用保証料助成の申込みができる期間は、信用保証料を支払った日から起算して1年間とする。

(交付の決定等及び交付)

第6条 市長は、前2条の規定により対象者から信用保証料助成の申込みを受け付けた場合は、その内容を審査し、第3条各項の規定により助成金額を算出し、助成金を交付すべきものと認めたときは、助成金を遅滞なく対象者に交付するものとする。また、適当でないと認めたときは中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までに係る事業資金等の信用保証料に対する豊中市助成金不交付決定通知書(第2号様式)により対象者に通知するものとする。

2 前項の助成金は、口座振替により対象者に交付するものとする。

(決定の取消し)

第7条 市長は、助成金の交付の決定を受けた対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるとき。

(2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱及び規則又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な方法により助成金の交付の決定を受けたとき。

(4) その他市長が助成金の交付の決定を取り消す必要があると認めるとき。

(助成金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る助成金が既に交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第9条 補給金の交付を受けた対象者は、第7条の規定による取消に関し、前条に規定する利子補給金の返還を求められたときは、補助金規則第14条の規定を準用するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、その限りではない。

(事業の承継等にかかる信用保証料助成金の申込み)

第 10 条 相続，譲渡，合併，分割等により対象者の事業を承継した者であつて市長が認める者は，当該対象者に替わつて信用保証料助成の申込みを行うことができる。

(協力)

第 11 条 市長は，第 4 条に基づき申込みをした者が暴力団，暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するかどうかについて調査する必要がある場合は，大阪府警察に照会する際に必要な情報に関して提供することについて，当該申込みをした者に対して，協力を求めることができる。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めのない事項については，別途市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は，平成 23 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要綱は，平成 23 年 4 月 1 日以後当資金の借入実行が行われた融資に係る信用保証料の助成から適用する。

附 則

- 1 この要綱は，平成 23 年 7 月 1 日から実施する。
- 2 この要綱による改正後の要綱の規定は，平成 23 年 3 月 14 日以後に借入実行が行われた激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)第 12 条第 1 項に規定する災害関係保証に係る事業資金の信用保証料の助成について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年9月20日から実施する。
- 2 この要綱の施行の際、現に第4条の規定による改正前の中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号までに係る事業資金等の信用保証料に対する豊中市助成制度要綱の規定により提出されている申込書は、平成25年9月30日までの間、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までに係る事業資金等の信用保証料に対する豊中市助成制度要綱（以下「本要綱」とする。）第4条の規定による改正後の本要綱の規定による申込書とみなす。
- 3 改正前の中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号までに係る事業資金等の信用保証料に対する豊中市助成制度要綱の規定に基づく申込書は、平成25年9月30日までの間、必要な修正を加えた上、なおこれらを使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年5月19日から実施する。
- 2 この要綱の改正前の規定に基づく様式は、当分の間、大阪府中小企業信用保証協会を大阪信用保証協会に修正した上で、これを使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年10月1日から実施する。
- 2 この要綱の改正前の規定に基づく様式は、当分の間、これを使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の改正前の規定に基づく様式は、当分の間、これを使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年1月26日から実施する。
- 2 この要綱の改正前の規定に基づく様式は、当分の間、これを使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の改正前の規定に基づく様式は、当分の間、これを使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から実施する。
- 2 この要綱の改正前の規定に基づく様式は、当分の間、これを使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の改正前の規定に基づく様式は、当分の間、これを使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年2月1日から実施する。
- 2 この要綱による改正後の要綱の規定は、令和4年2月1日以後に借入実行が行われた伴走支援型特別保証制度並びに新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金の信用保証料の助成について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

当助成金について、同要綱6条第1項の規定に基づき、下記口座への振込を依頼します。

口座振替依頼書

振込先金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合	支店
預金種別	当座	・ 普通
振込口座番号		
フリガナ		
口座名義		

(請求者と振込口座名義人が異なる場合は、以下の欄にご記入ください)

助成金の受領については、上記振込口座名義人に委任いたします。

代表者名 _____

<添付書類>

- 「信用保証委託契約書」(控)等(写)
(※保証協会等で申し込んだ場合は、大阪府中小企業向け融資申込書兼信用保証委託申込書)
- 「信用保証決定のお知らせ」(写)
- 信用保証料を支払ったことがわかる書類(写)
(※融資取引計算書および通帳または当座勘定照合表など)
- 市税の完納を証する書類(写)
…(例)豊中市税に未納のない証明書(写)
- 個人事業主の方及び上記で豊中市内に事業所を設置し、事業を開始していることが確認できない法人
…豊中市内に事業所を設置し、事業を開始していることの確認ができる書類(写)
(例)履歴事項全部証明書、事業所所在地の記載のある確定申告関係書類(確定申告書、所得税青色申告決算書、収支内訳書)など
- 本人確認書類(写)
(※代表者名が「記名」のみの場合、本人の意思により作成されたかの確認として、代表者の本人確認を行います。「署名」又は「押印」がある場合は本人の意思により作成されたものとみなします。)
…(例)運転免許証(写)、健康保険証(写)など

豊中市使用欄

納税状況： 可 ・ 否	No.	確認者：	確認日：
-------------	-----	------	------

(第2号様式)

文書番号

「セーフティネット保証制度（中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号
まで）」等の大阪信用保証協会の信用保証料に対する豊中市助成金
不交付決定通知書

年 月 日

様

豊中市長

印

年 月 日付で申込みのあった中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までに係る事業資金等の信用保証料に対する豊中市助成金については、審査を行った結果、助成金を交付しないことを決定したので、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までに係る事業資金等の信用保証料に対する豊中市助成制度要綱第6条第1項の規定に基づき、通知します。

記

不交付の理由